

取扱者

住所
氏名
連絡先

農地転用等の通知書及び地区除外申請書

令和 年 月 日

美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区

理事長 あて

申請人

転用組合員

住所

氏名

印

転用関係者

住所

氏名

印

下記の土地について農地法第 条の規定による（許可の申請・届出）にあたり、美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区地区除外処理規程第2条に基づき通知します。

また、美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区の地区から除外したく併せて除外申請をします。

なお、同規程第3条の申し入れ事項等については別途協議し、第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付します。

記

1. 申請に係る土地 美濃加茂市 町

字	地番	台帳地目	現況地目	面積 m ²	転用目的	備考

2. 添付書類 位置図、字絵図

3. 転用事由の詳細

4. 農業委員会に転用許可申請を提出しようとする予定日 令和 年 月 日

5. 上記確認者 美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区

管理区長・工区長

印

分区長

印

管理等に関する協定書

農地転用等の通知に係る下記の土地について、美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区（以下「甲」という）と転用組合員並びに転用事業者（以下「乙」という）及び美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区 _____ 管理区長・工区長（以下「丙」という）との間において次のとおり協定を締結するものとする。

記

申請に係る土地 美濃加茂市 町

字	地番	台帳地目	現況地目	面積 m ²	転用目的	備考

- 乙は上記土地内に、給水栓又は給水管その他の土地改良施設がある場合には、甲、丙及び隣地所有者との協議のうえこれらの施設を撤去又は移設するものとする。
- 乙は、上記 1 について転用許可後、造成その他の工事施工時に実施するものとし、施設の撤去工事完了届を甲に提出するものとする。また、移設及び改築が伴う場合は、土地改良区財産改築工事申請書を提出し、許可を受けなければならない。
- 乙は、工事施工に伴い道路・水路を含む土地改良施設を破損させた場合は、すみやかに原状回復するものとする。
- その他、特に必要がある場合には、甲乙丙三者の間において協議するものとする。

上記協定の証として、文書 3 通を作成し甲乙丙それぞれ各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区
 理事長 藤井 浩 人 ⑩

乙 転用組合員 住所
 氏名 ⑩

転用関係者 住所
 氏名 ⑩

丙 美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区
 _____ 管理区長・工区長 ⑩

_____ 分区長 ⑩

管理等に関する協定書

農地転用等の通知に係る下記の土地について、美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区（以下「甲」という）と転用組合員並びに転用事業者（以下「乙」という）及び美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区 _____ 管理区長・工区長（以下「丙」という）との間において次のとおり協定を締結するものとする。

記

申請に係る土地 美濃加茂市 町

字	地番	台帳地目	現況地目	面積 m ²	転用目的	備考

1. 乙は上記土地内に、給水栓又は給水管その他の土地改良施設がある場合には、甲、丙及び隣地所有者との協議のうえこれらの施設を撤去又は移設するものとする。
2. 乙は、上記 1 について転用許可後、造成その他の工事施工時に実施するものとし、施設の撤去工事完了届を甲に提出するものとする。また、移設及び改築が伴う場合は、土地改良区財産改築工事申請書を提出し、許可を受けなければならない。
3. 乙は、工事施工に伴い道路・水路を含む土地改良施設を破損させた場合は、すみやかに原状回復するものとする。
4. その他、特に必要がある場合には、甲乙丙三者の間において協議するものとする。

上記協定の証として、文書 3 通を作成し甲乙丙それぞれ各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区
理事長 藤井 浩 人 (印)

乙 転用組合員 住所
氏名 (印)

転用関係者 住所
氏名 (印)

丙 美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区
_____ 管理区長・工区長 (印)

_____ 分区長 (印)

管理等に関する協定書

農地転用等の通知に係る下記の土地について、美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区（以下「甲」という）と転用組合員並びに転用事業者（以下「乙」という）及び美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区 _____ 管理区長・工区長（以下「丙」という）との間において次のとおり協定を締結するものとする。

記

申請に係る土地 美濃加茂市 町

字	地番	台帳地目	現況地目	面積 m ²	転用目的	備考

- 乙は上記土地内に、給水栓又は給水管その他の土地改良施設がある場合には、甲、丙及び隣地所有者との協議のうえこれらの施設を撤去又は移設するものとする。
- 乙は、上記 1 について転用許可後、造成その他の工事施工時に実施するものとし、施設の撤去工事完了届を甲に提出するものとする。また、移設及び改築が伴う場合は、土地改良区財産改築工事申請書を提出し、許可を受けなければならない。
- 乙は、工事施工に伴い道路・水路を含む土地改良施設を破損させた場合は、すみやかに原状回復するものとする。
- その他、特に必要がある場合には、甲乙丙三者の間において協議するものとする。

上記協定の証として、文書 3 通を作成し甲乙丙それぞれ各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区 理事長 藤井 浩 人 (印)

乙 転用組合員 住所 氏名 (印)

転用関係者 住所 氏名 (印)

丙 美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区 _____ 管理区長・工区長 (印)

_____ 分区長 (印)

農業用給水施設の撤去（閉塞）工事完了届

令和 年 月 日

美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区
理事長 あて

届出人（転用事業者・施工業者・代理人）

住所

氏名

印

令和 年 月 日付け、岐阜県指令可農林第 号により農地法第 条の許可
を受けた下記土地の農業用給水施設を撤去（閉塞）する工事については、令和 年 月 日
完了したので届け出ます。

記

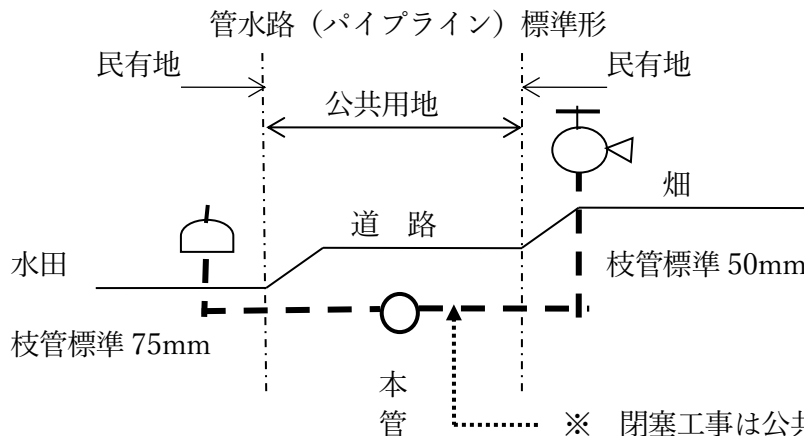
1. 申請に係る土地 美濃加茂市 町

字	地番	転用前地目	面積 m ²	備考

2. 添付書類 現場案内図（工事箇所を明示）及び着工前・工事中・完成後の写真

※届出における注意事項

- (1) この届出書は、転用許可後に工事を実施されるまで保管し、完了後に提出してください。
- (2) 給水施設の撤去（閉塞）にあたり、管水路（パイプライン）では、農業用水の止水が必要となりますので、事前に地元管理（工）区及び市土地改良区と日程協議してください。
- (3) 隣接又は周辺農地と共同利用している給水施設は、転用許可地外への移設（改築）となりますので、隣接者とも協議のうえ市土地改良区へ別途手続きをしてください。



※ 閉塞工事は公共用地側で実施してください。